

2020年6月30日

自家用車・タクシー等の乗車人員規制の緩和

6月29日から、ギリシャ政府はこれまで新型コロナウイルス感染症対策として自家用車やタクシー、観光用車両に課してきた乗車人員規制を以下のとおり緩和することを発表しました。同決定は同日から7月12日までの間有効で、再度の見直しが行われる予定とのことです。

- (1) 定員7人までの自家用車、タクシー・観光用車両
運転手のほかに3人まで乗車可能(運転手含め4人)
- (2) 定員8～9人の自家用車・タクシー・観光用車両
運転手のほかに5人まで乗車可能(運転手含め6人)

なお、両親と子供が同乗する場合は上記の例外(追加で乗車可能)となるとのことですが、成人した子供については、警察に提示を求められた際には身分証等で証明する必要があるとのことです。

また、タクシーや観光用車両の場合は、運転手、乗客ともにマスク着用義務があり、違反者には150ユーロの罰金が科せられるとのことです。

在ギリシャ日本国大使館
Embassy of Japan in Greece
46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri
TEL : 210-670-9910, 9911
FAX : 210-670-9981
H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>
e-mail : consular@at.mofa.go.jp

